

住宅・建築物耐震改修事業(住宅・建築物安全ストック形成事業)

住宅・建築物ストックの耐震性の向上を効果的に進めるため、耐震性のない住宅を除却し、まちなかに移転する場合の除却・移転等についての支援を強化する。

本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の整備が必要）

住宅

耐震診断

民間実施：国と地方で2/3

個別支援

補強設計等

民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる住宅

マンションを含む全ての住宅を対象

■ 交付率・補助限度額

| | |
|-------|----------|
| マンション | 国と地方で1/3 |
| その他 | 国と地方で23% |

除却移転支援

■ 対象となる住宅

駅・バス停から1km超にある住宅（マンション除く）を除却し、駅・バス停から800m以内※に移転する場合（※ 土砂災害特別警戒区域等を除く）

■ 交付対象

除却費、移転費

■ 交付率・補助限度額

【交付率】国と地方で2/3

【補助限度額】除却費200万円/戸、移転費65万円/戸

パッケージ支援(総合支援メニュー)

■ 対象となる住宅

マンションを除く住宅

■ 交付対象

補強設計等費及び耐震改修工事費（密集市街地等で防火改修も行う場合は防火改修工事費を含む）を合算した額（建替えは改修工事費用相当額に対して助成）

■ 交付額（ただし、補助対象工事費の8割を限度）

| 耐震改修の種別 | 交付額 (国と地方で定額) |
|----------------|------------------|
| 密集市街地等(防火改修含む) | 175万円 |
| 多雪区域 | 140万円 |
| その他 | 115万円 |

耐震改修と併せて行う省エネ改修(上記に加算)

■ 交付対象

省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額

■ 交付額(国と地方が補助する場合)

| | |
|------------|----------------------|
| 省エネ基準適合レベル | 30万円/戸(交付対象費用の4割を限度) |
| ZEHレベル | 70万円/戸(交付対象費用の8割を限度) |

建築物

耐震診断

民間実施：国と地方で2/3

補強設計等

民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる建築物

- 多数の者が利用する建築物
 - ・商業施設、ホテル・旅館、事務所、飲食店、幼稚園、保育所(公立を除く)、工場等
 - ・1,000㎡(幼稚園、保育所又は地方公共団体等と災害時の活用等に関する協定等を締結されている建築物にあっては500㎡)以上等

○避難所等

■ 交付率

| | |
|------|--|
| 避難所等 | 国と地方で2/3 ※耐震改修と併せて行う省エネ改修の場合、国と地方で23% |
| その他 | 国と地方で23% |

耐震改修と併せて行う省エネ改修(上記に加算)

■ 補助限度額(国と地方が交付率23%で補助する場合)

| | |
|------------|----------|
| 省エネ基準適合レベル | 5,600円/㎡ |
| ZEHレベル | 9,600円/㎡ |

- ・住宅の建替えについて、移転建替(除却移転支援メニューの要件に該当するものに限る)も対象とする。
- ・区域要件(老朽住宅が多い地区、既成市街地、避難地、避難路に面する区域、DID地区)等を適用しないとする時限措置を恒久化する。
- ・補助率の嵩上げ(1/3→1/2)、工事費限度額の嵩上げ(防災拠点の建築設備に係る場合の8,270円/㎡加算)に係る特例措置を令和12年度末まで延長する。